

編集・発行 ▶ 滝沢市 (たきざわ魅力発信室)

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴銅55番地

☎ 019-684-2111 (大代表)

FAX 019-684-1517

HPではカラーで掲載しています



修学のため転出する市国保加入者は、 保険年金課に届け出てください。

問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6528)

●国保は住所加入が原則
国民健康保険(国保)は、原則として、住民登録をしている市区町村の国保に加入します。
滝沢市の国保に加入している人が、他市区町村に転出すると、市の国保資格は喪失し、転出先の市区町村で資格を取得します。

●学生の場合は特例として
家族と同じ住所地で加入国保に加入している人が修学のために転出する場合、特例として家族の住む住所地从ら学生用の資格確認書が交付されます。(マル学)

●マル学の手続きには在学証明書が必要
マル学の手続きには「在学証明書」が必要です。手続きの際に持参ください。
令和7年度入学者は「合格通知書」でも手続きができますが、7月末までに「在学証明書」を提出する必要

必要な手続きと書類の一覧

	手続きが必要なとき	必要書類(※1)
マル学の手続きをするとき	国保の加入者が修学のために転出するとき	・国保の資格確認書など(※2) ・在学証明書(令和7年度入学者は合格通知書でも可。ただし7月末までに在学証明書が必要。)
	就職し、社会保険などの健康保険に加入したとき	・国保の資格確認書など ・社会保険などの資格確認書など
学生でなくなったとき	滝沢市に帰ってきて、そのまま国保に加入し続けるとき	・国保の資格確認書など
	滝沢市に帰らず、そのまま国保に加入し続けるとき	・国保の資格確認書など ・卒業や退学の日付が確認できるもの(卒業証明書、退学証明書など)

※既にマル学の対象となっている人も、継続して学生であることの確認のため、改めて「在学証明書」の提出が必要です。該当世帯には、4月頃に通知します。

※在学証明書・合格通知書は交付年月日から原則3カ月以内の物に限り有効です。

※卒業や就職などにより学生でなくなった場合、特例が適用されません。マル学の対象となっている人が、学生でなくなった際は、必ず保険年金課に届け出てください。



※1 上に記載のもの他「顔写真付きの身分証明書」「個人番号が確認できるもの」が必要です。

※2 保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ

●学生でなくなったときは
届け出が必要